

第5次野洲市男女共同参画行動計画 男女共同参画プランやす（案）

第2回審議会からの修正箇所

1 実施状況

(1) 審議会日時 令和7年11月19日（水）13:15～15:00

2 第2回審議会より修正した箇所

修正箇所	修正前内容	修正後内容	計画頁
1	基本理念の説明の追加 記載なし	<p>本市は憲法第14条の理念の下、「男女共同参画推進条例」「人権尊重のまちづくりに関する条例」「まちづくり条例」を制定し、人権尊重と男女共同参画の推進に取り組んできました。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けては、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、家庭・職場・地域等の社会のあらゆる分野で対等に参画できる環境づくりが重要です。</p> <p>しかしながら、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、性別による家事・育児等の負担の偏りが課題として示されていることから、人権の尊重を基盤に、真の男女平等を実現し、社会の変化に応じた価値観やシステムの創造を進めていくことが必要となります。</p> <p>このような状況を踏まえ、本計画では、前回計画の基本理念を継承し、多様な生き方を尊重し合える社会づくりを進めていきます。</p>	p. 30
2	【成果指標】「市職員の管理職に占める女性の割合」の目標値 50.0%	45.0%	p. 41
3	「31.男女間での暴力を許さない意識づくり・取組」 ○中学生、高校生、大学生等の若年層に対して、デートDV防止啓発等を通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。	○中学生等の若年層に対して、デートDV防止啓発等を通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。また、高校生・大学生は関係機関と連携しながら啓発を行います。	p. 43

修正箇所 修正前内容		修正後内容	計画頁
4	<p>重点課題4の取組方針の説明</p> <p>性差によって困難を抱えることなく、安心して・・・</p>	<p>性別を理由として困難を抱えることがないよう、だれもが安心して・・・</p>	p. 49
5	<p>用語解説 「女性活躍推進法」</p> <p>・・・また、令和元(2019)年に同法は改正され、一般事業主行動計画の策定義務対象が101人以上の事業主に拡大された。</p>	<p>・・・また、令和7(2025)年に同法は改正され、従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化された。</p>	p. 69
6	<p>用語解説 「男女共同参画センター」</p> <p>・・・「滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが」を設置している。</p>	<p>・・・「滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが」を条例に位置づけて設置している。</p>	p. 70
7	<p>用語解説 「DV防止法」</p> <p>・・・平成25(2013)年の改正では、生活の本拠をともにする交際関係にある相手についても同法が準用されることとなった。</p>	<p>・・・令和6(2024)年の改正では、配偶者に対する「つきまとい」等の一定の行為を禁止する保護命令の発令要件を拡大した。</p>	p. 70